

国有財産売払公示書

国有財産売払物件について、下記のとおり売払いたします。

記

1 売払物件

別添「物件概要1～物件概要2」のとおり

2 購入申込方法

売払物件の購入を希望する場合は、下記(2)の申込連絡先に電話連絡等により照会、仮受付の上、下記3の提出書類に必要事項を記載・押印し申込を行うこと。(先着順による売払のため、照会時に売払済の場合があること。)

(1) 購入申込受付期間・受付時間

令和4年6月1日～令和4年7月29日(土、日、祝日等閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分

(2) 申込連絡先

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 太田・與田

電話0952-32-7155

3 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、住民票抄本及び印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。

(1) 法人の場合は、普通財産売払申請書、誓約書、役員一覧、定款、法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書とする。

(2) 個人の場合は、普通財産売払申請書、誓約書、住民票抄本及び印鑑証明書とする。

4 契約に必要な資格は次に該当しない者とする

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者

(2) 国有財産法第16条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

5 契約に付す条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

併せて、売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(2) 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあること。

また、買受者は、正当な理由なく上記実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(3) 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならないこと。

6 売買相手方の決定

受付期間中に電話連絡等により照会の上、原則、最初に仮受付され、提出書類を完備・申請した者を優先順位1位とする。なお、同一日に複数の者から申請があった場合には、くじにより優先順位を決定する。

なお、優先順位1位の者について、必要に応じ、警察当局に排除要請がある者であるか否か確認し、排除要請ありと判断された場合は、次に優先順位が高い者で、かつ、警察当局から排除要請がない場合に、正式に売払相手方として決定する。

7 売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結は、売買契約相手方に決定した日の翌日から30日以内に行なう。契約書は国で用意する。

(2) 売買代金については、契約時に現金で全額を支払うこと。

(3) 所有権の移転については、契約締結ののち売買代金納入が確認され次第、国が行う。

8 その他

(1) 売払物件の引渡しは、現状有姿とする。なお、物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先する。

(2) 物件の購入の検討に当たっては、物件調書の他、現地、諸規制、契約内容について、必ず、事前に確認すること。

(3) 所有権移転登記における登録免許税及び契約書貼付収入印紙については、売払代金とは別に購入者が負担すること。

(4) 本公示に定めのない事項については、すべて会計法規に定めるところにより処理する。

(5) 契約締結した内容については、本人了解の上、公表する場合がある。

以上、公示する。

令和4年5月13日

契約担当官

佐賀労働局長 重河 真弓